

7 福薬発第 39 号
令和 7 年 5 月 21 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人 福岡県薬剤師会
会長 小田 真稔

令和 7 年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、厚生労働省政策統括官より、日本薬剤師会を通じて別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

この特別調査は、指定された調査区域内で 1 ～ 4 名の常用労働者を雇用している小規模事業者に対し、年 1 回、都道府県の統計調査員が 8 月から 9 月にかけて事業所を訪問して実施されるもので、統計法に基づく「基幹統計調査」であり、事業所には回答義務があります。

該当区域内の会員薬局に対し、調査にご協力いただくようご周知をお願いいたします。

日 薬 発 第 63 号
令 和 7 年 5 月 20 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会長 岩月 進
(会長印省略)

令和7年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）より、別添のとおり標記調査に対する協力の依頼がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、当該地域の会員等にご周知下さいますようお願い申し上げます。

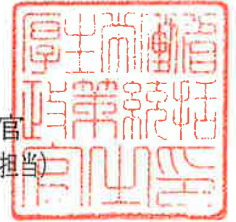
以上



政統発 0512 第 4 号
令和 7 年 5 月 12 日

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省 政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)



令和 7 年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について

厚生労働省が統計法に基づく基幹統計調査として実施する「毎月勤労統計調査」につきましては、日頃よりご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、毎月勤労統計調査のうち「特別調査」につきましては、1～4 人の常用労働者を雇用する小規模事業所における雇用、給与及び労働時間の実態を明らかにするため、年 1 回（7 月 31 日現在について）実施するものです。

都道府県の統計調査員が 8 月から 9 月にかけて事業所を訪問し、事業所の常用労働者数、事業の内容等を確認した上で調査を実施いたします。貴会会員の事業所に統計調査員が訪問した際には、この調査にご協力いただけますよう周知のほどよろしくお願いいたします。

なお、調査対象となる地域は、別添「指定調査市区町村名一覧」に記載の市区町村内の一部地域となりますのでご参照願います。

最後に、以下のものを各 1 部同封いたしますのでご活用いただければ幸いです。

また、これらの電子ファイルが必要な場合は、メール又は電子媒体でお送りいたしますので、お手数ですが以下の担当までご連絡くださいますようお願いいたします。

(同封物)

- ・「毎月勤労統計調査特別調査の調査票」
- ・「毎月勤労統計調査のお願い」
- ・「毎月勤労統計調査特別調査の準備のための調査のお願い」
- ・「毎勤だより」
- ・「令和 6 年特別調査の概況」
- ・「特別調査イメージキャラクター「とくちゃん」のイラスト」

【担当】

厚生労働省 政策統括官付参事官付
雇用・賃金福祉統計室
毎勤第一係 渡邊
TEL : 03-5253-1111 (内線 7631)
E-mail : maikin-chosa@mhlw.go.jp

事業主の皆さまへ



毎月勤労統計調査のお願い

毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づいて厚生労働省が実施している、国の重要な統計調査です。調査は事業所単位で行います。

調査は、2種類あります

5人以上の労働者を雇用する事業所対象

毎月勤労統計調査

毎月実施

1～4人の労働者を雇用する事業所対象

毎月勤労統計調査 特別調査

年1回（7月）実施

調査対象の事業所は、一定のルールに基づいて、無作為に選ばれます。

調査対象に選ばれた事業所の皆さまには、
調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査で知り
得た内容の
秘密保護は
万全です！



調査の結果は、
景気の判断や、
社会保障制度を
検討するときの
資料として使わ
れます。

毎月勤労統計調査のキャラクター「まいちゃん きんちゃん」

◆ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください ◆

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →
7. 雇用 → 毎月勤労統計調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>



厚生労働省・都道府県

令和 7 年 1 月 8 日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 角井 伸一

室長補佐 細野 晃司

毎勤調整係・企画調整係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線7609, 7610)

(直通電話) 03(6812)7819

—令和 6 年毎月勤労統計調査特別調査の概況—

目 次

1 調査の概要	1 ページ
2 結果の概要	3 ページ
(1) 賃金	3 ページ
(2) 労働時間と出勤日数	5 ページ
(3) 雇用	7 ページ
3 付表	9 ページ

1 調査の概要

(1) 調査の目的

毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする。

(2) 調査の範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」）

ウ 事業所

イの産業に属する常用労働者1人以上4人以下を雇用する事業所を対象とし、令和3年経済センサス-活動調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、無作為に抽出された調査区内に所在する事業所を客体とする。

(3) 調査の時期

令和6年6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間（特別に支払われた現金給与額については、令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間）の状況について、令和6年8月及び9月に調査を実施した。

(4) 主な調査事項

ア 主要な生産品の名称又は事業の内容

イ 企業規模

ウ 常用労働者の数

エ 常用労働者ごとの次に掲げる事項

a 性

b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

c 年齢及び勤続年数

d 1日の実労働時間数及び出勤日数

e きまって支給する現金給与額

f 特別に支払われた現金給与額

(5) 調査の方法

調査員が配布する調査票に報告者が記入するか、又は調査員が報告者から聞き取り記入する方法により調査を行う。

ただし、調査員調査のみでは困難な場合等には、都道府県が郵送により調査票を配布する場合や、報告者が郵送又はオンラインにより回答する場合がある。

(6) 調査系統

配布：厚生労働省－都道府県－調査員－報告者

取集：報告者－調査員－都道府県－厚生労働省

(7) 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体数 22,761 事業所 有効回答数 19,321 事業所
有効回答率 84.9%

(8) 利用上の注意

- ア 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。
- イ 「前年比」及び「前年差」は、前年の結果と比較した増減を表している。また、これらの数値は表章単位の数値から算出している。
- ウ 4 ページの第2図及び第2表は、企業規模1～4人の事業所について集計している。

(9) 用語の定義

- ア 常用労働者
次のいずれかに該当する者をいう。
a 期間を定めずに雇われている者
b 1か月以上の期間を定めて雇われている者
なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。
また、いわゆるパートタイム労働者で上記a、bの条件を満たしている者も常用労働者に含める。
本特別調査では調査期間末日現在、当該事業所に在籍している常用労働者について調査している。
- イ きまって支給する現金給与額
労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）をいい、7月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。
- ウ 特別に支払われた現金給与額
一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額をいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。
本項目においては、令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間分の勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。
- エ 実労働時間
労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査しており、1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。
- オ 出勤日数
労働者が実際に出勤した日数をいい、7月分について調査している。有給休暇は出勤日に含めないが、1時間でも就業した日は出勤日とする。
- カ 年齢
調査期間末日現在の労働者の満年齢をいう。
- キ 勤続年数
労働者がその企業に雇い入れられてから調査期間末日までに勤続した年数をいい、1年未満の端数については労働者ごとに切捨てとしている。
- ク 短時間労働者
通常日1日の実労働時間が6時間以下の者をいう。

2 結果の概要

(1) 賃金

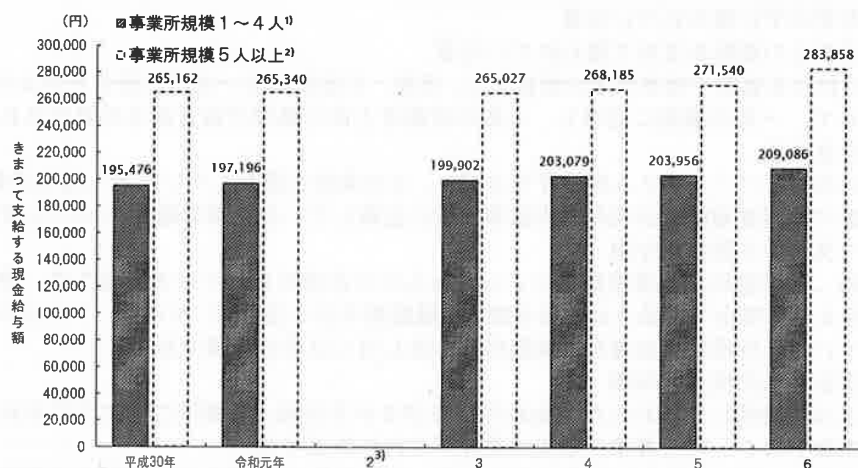
ア きまって支給する現金給与額

事業所規模 1～4 人の事業所について、令和 6 年 7 月におけるきまって支給する現金給与額は、調査産業計が 209,086 円で前年比 2.5% 増となった。

男女別にみると、男は 282,371 円で前年比 2.3% 増、女は 156,787 円で同 2.8% 増となった。

主な産業についてみると、「建設業」が 276,107 円と最も高く、次いで「製造業」が 227,097 円、「卸売業、小売業」が 215,240 円、「医療、福祉」が 195,687 円、「生活関連サービス業、娯楽業」が 162,396 円、「宿泊業、飲食サービス業」が 114,472 円となった。（第 1 図、第 1 表）

第 1 図 事業所規模別きまって支給する現金給与額の推移（調査産業計）



注：1) 事業所規模 1～4 人は各年 7 月の数値である。

2) 事業所規模 5 人以上は、毎月勤労統計調査全国調査各年 7 月分の結果である。

3) 令和 2 年は特別調査を中止しており、令和 2 年 9 月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模 1～4 人のきまって支給する現金給与額は 202,372 円となっている。

また、事業所規模 5 人以上における令和 2 年 7 月のきまって支給する現金給与額は 262,474 円である。

第 1 表 性・主な産業、事業所規模別きまって支給する現金給与額

性・主な産業	事業所規模 1～4 人		(参考) 事業所規模 5 人以上 ¹⁾		5 人以上＝100 と したときの比率
	円	前年比 ²⁾	円	前年比 ²⁾	
調査産業計	209,086	2.5	283,858	2.2	73.7
男	282,371	2.3	352,708	1.9	80.1
女	156,787	2.8	208,943	3.3	75.0
建設業	276,107	0.6	362,546	2.5	76.2
製造業	227,097	4.7	327,297	3.0	69.4
卸売業、小売業	215,240	2.8	248,698	2.0	86.5
宿泊業、飲食サービス業	114,472	2.4	131,413	2.6	87.1
生活関連サービス業、娯楽業	162,396	2.4	206,071	3.4	78.8
医療、福祉	195,687	2.4	262,865	1.8	74.4

注：1) 事業所規模 5 人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和 6 年 7 月分の結果である。

2) 事業所規模 5 人以上の前年比は、指数から算出している。ただし、男女別の前年比は、実数から算出している。

3) 令和 6 年の事業所規模 5 人以上の前年比の計算に用いる令和 5 年の指数及び実数は、令和 5 年にベンチマーク更新を行った参考値である。

イ 年齢階級・勤続年数階級別きまって支給する現金給与額

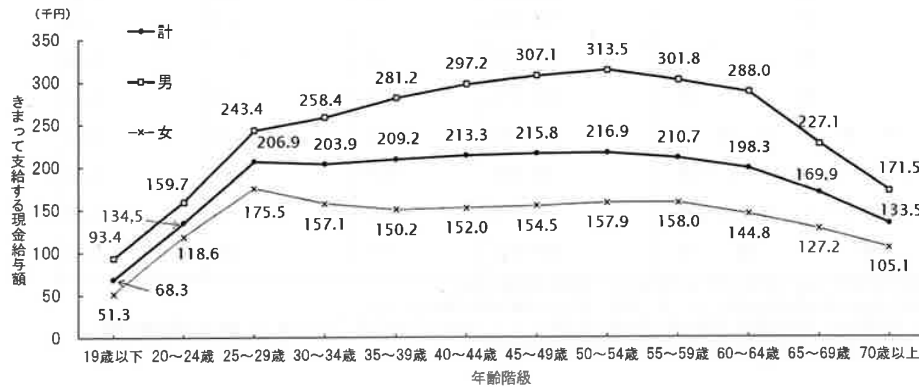
企業規模 1～4 人の事業所における令和 6 年 7 月のきまって支給する現金給与額を年齢階級別にみると、調査産業計で男女計は 25～29 歳まで上昇しているが、以降 55～59 歳まではほぼ横ばいとなり、60～64 歳以降低下している。

男女別にみると、男は 50～54 歳まで上昇しているが、55～59 歳以降低下している。女は、総じて年齢階級による差は小さいものの、25～29 歳まで上昇しているが、30 歳から 59 歳まではおおむね横ばいとなり、60～64 歳以降低下している。（第 2 図）

また、勤続年数階級別にみると、勤続年数 30 年以上を除き、男女別、主な産業別にみても勤続年数が長いほど給与水準がおおむね高くなっている（第 2 表）。

第 2 図 性、年齢階級別きまって支給する現金給与額（企業規模 1～4 人、調査産業計）

令和 6 年 7 月



第 2 表 年齢階級・勤続年数階級、性・主な産業別きまって支給する現金給与額
（企業規模 1～4 人）

令和 6 年 7 月（単位：円）

年齢階級 勤続年数階級	調査産業計			建設業	製造業	卸売業、 小売業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関連 サービス業、 娯楽業	医療、 福祉
	計	男	女						
年 齢 計	193,882	265,120	144,610	268,264	211,084	187,063	105,713	155,246	182,390
19 歳 以 下	68,263	93,386	51,318	185,302	x	65,095	42,987	106,772	70,668
20 ～ 24 歳	134,496	159,679	118,626	226,280	161,940	146,543	57,891	164,149	170,576
25 ～ 29 歳	206,946	243,404	175,506	264,972	237,994	191,072	129,029	201,213	218,184
30 ～ 34 歳	203,919	258,375	157,079	273,793	221,576	197,085	122,894	176,267	193,460
35 ～ 39 歳	209,219	281,174	150,222	282,108	255,404	206,172	126,356	176,351	185,752
40 ～ 44 歳	213,311	297,193	151,972	299,319	242,881	206,221	126,791	166,952	187,363
45 ～ 49 歳	215,780	307,078	154,505	299,334	242,225	207,109	129,356	169,139	186,807
50 ～ 54 歳	216,881	313,483	157,867	309,358	238,842	220,939	116,299	146,475	193,961
55 ～ 59 歳	210,682	301,762	158,044	282,700	230,628	202,692	124,175	152,825	183,863
60 ～ 64 歳	198,334	287,964	144,790	264,314	205,239	189,295	93,910	136,937	187,450
65 ～ 69 歳	169,890	227,107	127,183	239,457	183,099	156,755	87,087	123,935	157,539
70 歳 以 上	133,528	171,511	105,133	171,942	142,050	123,546	81,735	102,414	121,066
勤 続 年 数 計	193,882	265,120	144,610	268,264	211,084	187,063	105,713	155,246	182,390
0 年	146,269	202,021	117,522	222,505	146,775	143,193	79,564	145,381	158,286
1 年	160,422	222,521	125,770	240,057	181,310	163,199	90,021	151,684	178,543
2 年	159,364	220,573	124,174	251,452	172,074	150,680	87,345	159,124	163,754
3 ～ 4 年	176,475	245,931	131,833	243,070	212,106	172,788	95,551	145,624	171,268
5 ～ 9 年	189,100	260,566	143,571	259,744	217,795	178,479	112,383	163,284	169,015
10 ～ 14 年	200,059	274,223	148,585	268,912	216,623	197,108	118,074	160,383	172,250
15 ～ 19 年	212,467	294,009	158,032	288,629	214,630	195,255	116,182	157,491	208,562
20 ～ 29 年	230,980	305,948	169,371	305,223	227,562	219,005	139,712	162,926	214,080
30 年 以 上	210,337	268,972	154,075	263,247	207,904	190,518	140,427	142,237	214,933
平均年齢（歳）	51.2	50.9	51.5	51.0	54.6	52.8	47.4	48.2	49.3
平均勤続年数（年）	13.7	15.1	12.8	15.8	18.3	15.8	9.0	13.3	10.9

注：「x」は、調査客体が少ないため公表しない。

ウ 特別に支払われた現金給与額

令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間における賞与など特別に支払われた現金給与額は、調査産業計が273,380円で前年比4.6%増となった。

男女別にみると、男は394,957円で前年比3.2%増、女は184,356円で同7.0%増となった。

主な産業についてみると、「建設業」が307,412円と最も高く、次いで、「卸売業、小売業」が284,392円、「製造業」が271,012円、「医療、福祉」が264,953円、「生活関連サービス業、娯楽業」が71,718円、「宿泊業、飲食サービス業」が45,895円となった。（第3表）

第3表 性・主な産業別過去1年間特別に支払われた現金給与額（事業所規模1～4人）

性・主な産業	実 額		支給割合 ¹⁾	
	円	前年比 %	か月分	前年差
調 査 産 業 計	273,380	4.6	1.31	0.03
男	394,957	3.2	1.40	0.01
女	184,356	7.0	1.18	0.05
建 設 業	307,412	3.4	1.11	0.03
製 造 業	271,012	6.2	1.19	0.01
卸 売 業 , 小 売 業	284,392	3.3	1.32	0.01
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	45,895	18.4	0.40	0.05
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	71,718	14.5	0.44	0.05
医 療 , 福 祉	264,953	3.3	1.35	0.01

注：令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間分の数値である。

特別に支払われた現金給与額については、勤続1年以上の者を対象に算出している。

1) 支給割合は、常用労働者（勤続年数1年未満の者を含む。）1人当たりの令和6年7月のきまって支給する現金給与額に対する、過去1年間特別に支払われた現金給与額の割合である。

（2）労働時間と出勤日数

ア 労働時間

令和6年7月における通常日1日の実労働時間は、調査産業計が6.9時間で前年より0.1時間増加となった。

男女別にみると、男は7.6時間で前年と同水準となり、女は6.3時間で前年と同水準となった。（第3図、第4表）

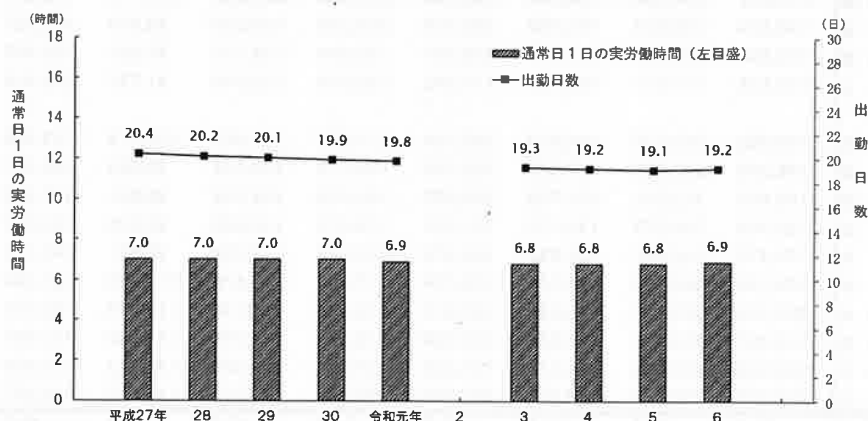
通常日1日の実労働時間別に常用労働者の構成割合をみると、調査産業計で4時間以下が13.8%、5時間が8.6%、6時間が8.9%、7時間が16.6%、8時間が45.3%、9時間以上が6.7%となった（第5表）。

イ 出勤日数

令和6年7月における出勤日数は、調査産業計が19.2日で前年より0.1日増加となった。

男女別にみると、男は20.9日で前年より0.1日増加となり、女は18.0日で同0.1日増加となった。（第3図、第4表）

第3図 通常日1日の実労働時間及び出勤日数の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）



注：各年7月の数値である。

令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人の出勤日数は19.3日、通常日1日の実労働時間は6.9時間となっている。

第4表 性・主な産業、事業所規模別通常日1日の実労働時間及び出勤日数

令和6年7月

性・主な産業	通常日1日の 実労働時間				出勤日数			
	事業所規模 1～4人		(参考) 事業所規模 5人以上 ¹⁾²⁾		事業所規模 1～4人		(参考) 事業所規模 5人以上 ¹⁾	
	前年差		前年差		前年差		前年差	
	時間	時間	時間	時間	日	日	日	日
調査産業計	6.9	0.1	7.7	-0.1	19.2	0.1	18.3	0.3
男	7.6	0.0	8.2	0.0	20.9	0.1	19.2	0.2
女	6.3	0.0	7.2	0.0	18.0	0.1	17.3	0.4
建設業	7.4	0.0	8.1	-0.1	21.1	-0.1	20.7	0.0
製造業	7.1	0.1	8.3	0.0	19.8	0.2	19.6	0.1
卸売業，小売業	7.1	0.0	7.3	0.0	19.7	0.0	17.9	-0.1
宿泊業，飲食サービス業	5.7	0.1	6.6	0.1	16.8	-0.1	13.7	-0.1
生活関連サービス業，娯楽業	6.7	-0.1	7.4	0.2	18.9	0.1	16.9	-0.2
医療，福祉	6.6	0.0	7.4	0.0	18.9	0.2	18.0	0.2

注：1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和6年7月分の結果である。

2) 事業所規模5人以上における通常日1日の実労働時間は、月間総実労働時間を出勤日数で除したものである。

3) 令和6年の事業所規模5人以上における、通常日1日の実労働時間の前年差の計算に用いる令和5年の月間総実労働時間及び出勤日数は、令和5年にベンチマーク更新を行った参考値である。

第5表 性・主な産業、通常日1日の実労働時間別常用労働者構成割合
(事業所規模1～4人)

令和6年7月(単位：%)

性・主な産業	合計	4時間以下	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間以上
調査産業計	100.0	13.8	8.6	8.9	16.6	45.3	6.7
		(-0.4)	(-0.1)	(0.1)	(-0.4)	(1.0)	(-0.3)
男	100.0	5.1	2.9	4.1	16.4	61.1	10.5
女	100.0	20.1	12.7	12.4	16.7	34.0	4.0
建設業	100.0	5.2	4.3	5.9	20.7	58.5	5.3
製造業	100.0	11.5	6.7	8.2	14.8	51.7	7.0
卸売業，小売業	100.0	10.6	7.9	8.7	14.7	49.0	9.0
宿泊業，飲食サービス業	100.0	35.4	18.1	11.5	7.5	18.8	8.7
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	12.4	13.8	12.2	15.6	37.0	9.0
医療，福祉	100.0	18.5	8.2	9.6	15.6	44.3	3.9

注：()内は前年差(ポイント)である。

通常日1日の実労働時間の1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てて集計している。

(3) 雇用

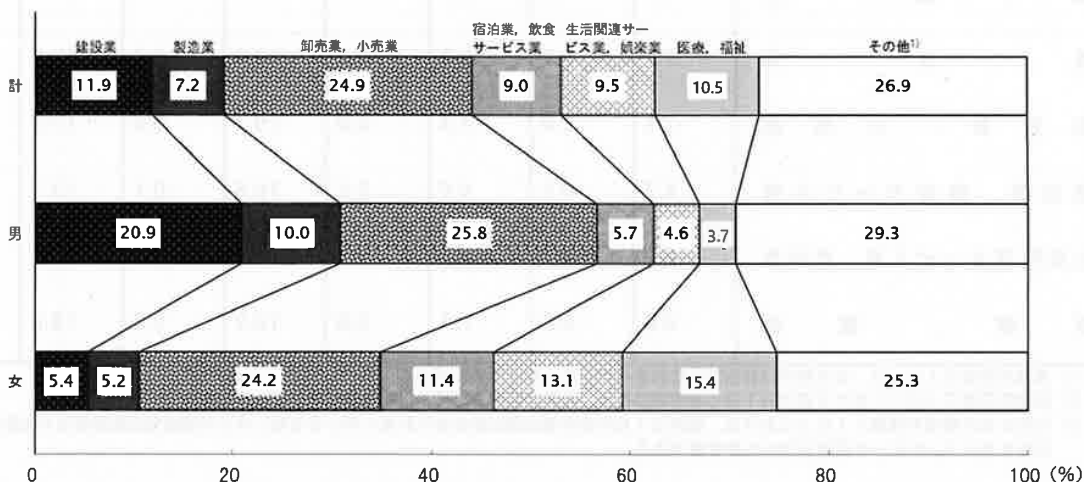
ア 常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合

令和6年7月末日現在における常用労働者の構成割合を主な産業についてみると、「その他」以外では「卸売業，小売業」が24.9%と最も高く、次いで「建設業」が11.9%、「医療，福祉」が10.5%、「生活関連サービス業，娯楽業」が9.5%、「宿泊業，飲食サービス業」が9.0%、「製造業」が7.2%となった。

常用労働者に占める女性労働者の割合は、調査産業計が58.4%で前年と同水準となった。これを主な産業についてみると、「その他」以外では「医療，福祉」が85.2%と最も高く、次いで「生活関連サービス業，娯楽業」が80.0%、「宿泊業，飲食サービス業」が73.9%、「卸売業，小売業」が56.8%、「製造業」が42.2%、「建設業」が26.4%となった。（第4図、第6表）

第4図 性別常用労働者の産業別構成割合
(事業所規模1～4人)

令和6年7月末日現在



注：1) 「その他」とは、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「教育，学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

第6表 性別常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合
(事業所規模1～4人)

令和6年7月末日現在

産 業	計	男	女	女性労働者の割合 ²⁾	
				%	前年差 ポイント
調 査 産 業 計	100.0	100.0	100.0	58.4	0.0
建 設 業	11.9	20.9	5.4	26.4	-0.4
製 造 業	7.2	10.0	5.2	42.2	-0.3
卸 売 業 ， 小 売 業	24.9	25.8	24.2	56.8	-0.2
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	9.0	5.7	11.4	73.9	0.2
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	9.5	4.6	13.1	80.0	0.9
医 療 ， 福 祉	10.5	3.7	15.4	85.2	0.2
そ の 他 ¹⁾	26.9	29.3	25.3	54.7	-0.2

注：1) 「その他」とは、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「教育，学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

2) 「女性労働者の割合」は、産業ごとの常用労働者数に対する女性労働者数の割合である。

イ 短時間労働者（通常日1日の実労働時間が6時間以下の者）の割合

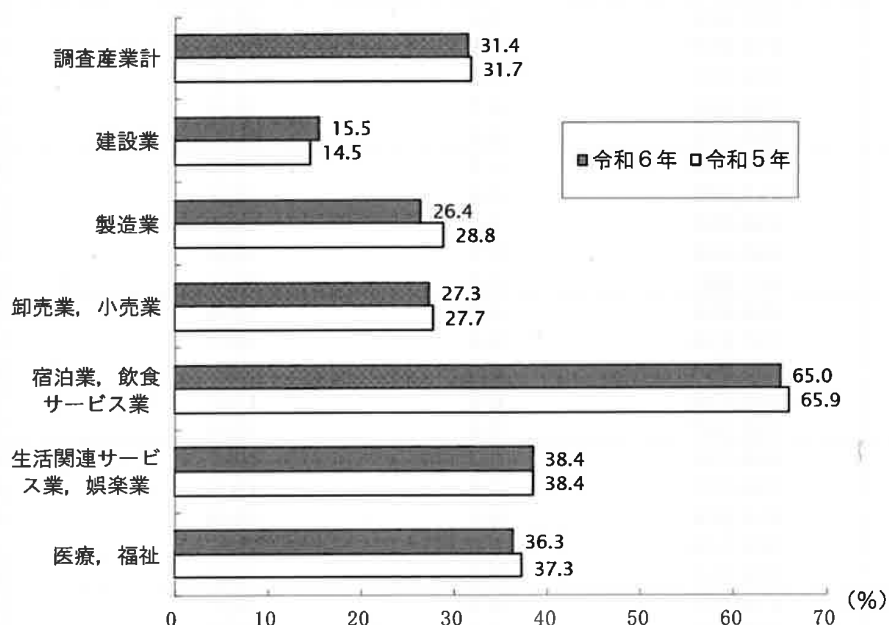
令和6年7月末日現在における常用労働者に占める短時間労働者の割合は、調査産業計が31.4%で前年より0.3ポイント低下となった。

男女別にみると、男は12.0%で前年より0.3ポイント低下となり、女は45.3%で同0.3ポイント低下となった。

主な産業についてみると、「宿泊業、飲食サービス業」が65.0%と最も高く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が38.4%、「医療、福祉」が36.3%、「卸売業、小売業」が27.3%、「製造業」が26.4%、「建設業」が15.5%となった。

また、年齢階級別にみると、19歳以下が67.6%と最も高く、30～39歳が24.9%と最も低くなっている。（第5図、第7表）

第5図 主な産業別短時間労働者の割合（事業所規模1～4人）



注：数値は、各年7月末日現在における産業ごとの常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

第7表 年齢階級、性別短時間労働者の割合
（事業所規模1～4人、調査産業計）

令和6年7月末日現在

年齢階級	計		男		女	
		前年差		前年差		前年差
	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
年齢計	31.4	-0.3	12.0	-0.3	45.3	-0.3
19歳以下	67.6	-13.4	58.6	-9.3	72.5	-15.0
20～29歳	25.0	1.2	16.0	0.3	31.5	1.5
30～39歳	24.9	0.2	7.2	0.3	40.0	-0.2
40～49歳	28.1	-0.7	6.2	0.2	44.1	-1.2
50～54歳	27.9	-0.3	6.5	0.2	41.3	-0.5
55～59歳	29.3	-1.3	7.0	-1.3	42.4	-1.0
60～64歳	32.9	0.1	8.7	-1.5	48.8	1.1
65歳以上	45.4	-0.5	27.3	-1.1	59.4	0.0

注：数値は、性、年齢階級別の常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

3 付表

付表1 都道府県別きまって支給する現金給与額、通常日1日の実労働時間、出勤日数及び
短時間労働者の割合（事業所規模1～4人、調査産業計）

令和6年7月

都道府県	きまって支給する 現金給与額	通常日1日の 実労働時間	出勤日数	短時間労働者の割合 ¹⁾
	円	時間	日	%
全 国	209,086	6.9	19.2	31.4
北海道	214,999	6.9	20.1	30.3
青森	181,882	6.9	20.7	30.4
岩手	204,199	7.0	20.3	27.5
宮城	219,846	7.1	19.5	24.7
秋田	198,755	7.0	20.5	25.0
山形	195,602	7.0	20.6	29.8
福島	216,957	7.1	20.4	23.9
茨城	208,707	7.0	19.6	27.3
栃木	196,993	6.7	19.8	34.7
群馬	204,775	6.8	19.1	31.0
埼玉	226,480	6.9	19.6	30.0
千葉	213,970	6.8	18.2	31.9
東京都	236,832	7.0	18.3	27.6
神奈川県	209,944	6.7	18.0	36.6
新潟	201,881	6.9	19.7	27.5
富山	204,852	6.7	19.4	32.9
石川	197,636	6.8	19.7	31.8
福井	202,034	6.9	19.1	32.7
山梨	202,799	6.8	19.7	31.0
長野	195,367	6.8	19.4	33.6
岐阜	208,292	6.7	19.6	34.8
静岡県	220,302	6.9	19.8	30.6
愛知	211,913	6.7	18.9	35.7
三重	207,104	6.6	19.1	37.5
滋賀	202,251	6.8	18.2	36.3
京都	216,711	6.9	18.7	31.3
大阪	226,119	6.9	18.7	28.8
兵庫県	195,171	6.6	18.2	38.7
奈良	189,062	6.7	18.3	35.4
和歌山	198,819	6.7	19.3	35.0
鳥取	196,233	6.8	20.2	29.5
島根	196,816	6.9	19.4	28.7
岡山	200,364	6.9	19.5	28.2
広島	205,017	6.8	19.7	32.5
山口	189,363	6.7	18.5	34.7
徳島	196,539	6.9	20.2	31.4
香川	200,957	6.8	19.6	32.1
愛媛	197,423	6.8	19.8	30.9
高知	189,744	6.9	19.6	31.8
福岡	212,146	7.0	19.7	29.8
佐賀	187,272	6.7	19.4	37.1
長崎	192,768	6.8	20.2	32.3
熊本	196,383	6.8	19.6	29.3
大分	187,554	7.0	19.5	29.3
宮崎	196,543	7.0	20.0	26.0
鹿児島	182,211	6.8	19.7	32.4
沖縄	177,351	6.8	19.7	33.2

注：1) 令和6年7月末日現在の数値である。

付表2 きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、通常日1日の実労働時間、出勤日数、勤続年数及び短時間労働者の割合の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）

年	きまって支給する現金給与額 ¹⁾		特別に支払われた現金給与額 ²⁾		通常日1日の実労働時間 ¹⁾	出勤日数 ¹⁾	勤続年数 ³⁾	短時間労働者の割合 ³⁾
	実額	前年比	実額	前年比				
	円	%	円	%	時間	日	年	%
昭和56	135,533	4.7	265,327	2.6	7.7	24.7	6.5	15.8
57	141,564	4.4	273,331	3.0	7.7	24.6	6.8	16.2
58	143,521	1.4	276,125	1.0	7.6	24.3	6.7	18.3
59	148,539	3.5	278,172	0.7	7.6	24.3	7.0	18.4
60	152,633	2.8	286,491	3.0	7.6	24.5	7.2	18.7
61	154,708	1.4	275,913	-3.7	7.7	24.4	7.3	18.6
62	157,784	2.0	283,682	2.8	7.6	24.3	7.5	18.9
63	162,227	2.8	298,070	5.1	7.6	24.1	7.6	19.3
平成元	167,444	3.2	297,752	-0.1	7.6	23.8	7.8	20.9
2	176,689	5.5	333,230	11.9	7.5	23.7	8.0	21.3
3	183,702	4.0	363,150	9.0	7.5	23.4	8.3	22.4
4	190,342	3.6	366,162	0.8	7.4	23.1	8.7	23.1
5	194,042	1.9	368,944	0.8	7.4	22.7	8.9	23.1
6	193,695	-0.2	330,501	-10.4	7.4	22.6	9.0	23.7
7	195,100	0.7	344,440	4.2	7.3	22.5	9.2	24.0
8	198,667	1.8	343,851	-0.2	7.4	22.5	9.4	24.0
9	199,617	0.5	335,080	-2.6	7.3	22.1	9.3	24.3
10	201,453	0.9	334,987	0.0	7.3	22.0	9.6	24.5
11	196,671	-2.4	285,293	-14.8	7.3	21.8	9.2	25.0
12	196,688	0.0	284,772	-0.2	7.3	21.7	9.6	24.8
13	194,764	-1.0	274,297	-3.7	7.3	21.5	9.7	24.9
14	193,762	-0.5	250,972	-8.5	7.3	21.8	9.8	25.0
15	193,570	-0.1	241,577	-3.7	7.3	21.5	9.8	25.5
16	192,588	-0.5	225,303	-6.7	7.2	21.4	9.9	25.4
17	190,888	-0.9	220,764	-2.0	7.2	21.1	10.1	26.0
18	190,749	-0.1	219,475	-0.6	7.2	21.1	10.4	26.9
19	190,482	-0.1	214,629	-2.2	7.2	21.1	10.9	26.9
20	192,630	1.1	208,367	-2.9	7.2	21.2	11.1	27.0
21	185,402	-3.8	195,387	-6.2	7.1	20.8	10.6	28.2
22	184,676	-0.4	184,694	-5.5	7.1	20.7	10.8	28.4
23	187,962	1.8	191,014	3.4	7.1	20.6	11.0	28.1
24	188,928	0.5	191,400	0.2	7.1	20.6	11.0	28.0
25	190,475	0.8	201,808	5.4	7.1	20.7	11.2	28.0
26	192,120	0.9	208,488	3.3	7.1	20.7	11.4	28.5
27	191,269	-0.4	216,965	4.1	7.0	20.4	11.3	29.0
28	195,701	2.3	227,206	4.7	7.0	20.2	11.6	28.9
29	196,363	0.3	227,457	0.1	7.0	20.1	11.7	29.2
30	195,476	-0.5	235,684	3.6	7.0	19.9	12.0	30.1
令和元	197,196	0.9	247,634	5.1	6.9	19.8	12.0	30.9
4) 2	-	-	-	-	-	-	-	-
3	199,902	-	253,157	-	6.8	19.3	12.6	31.3
4	203,079	1.6	258,268	2.0	6.8	19.2	12.8	31.3
5	203,956	0.4	261,317	1.2	6.8	19.1	12.6	31.7
6	209,086	2.5	273,380	4.6	6.9	19.2	12.8	31.4

注：1）各年7月の数値である。

2）調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。

3）各年7月末日現在の数値である。

4）令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所労働統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は202,372円、特別に支払われた現金給与額は270,994円、通常1日の実労働時間は6.9時間、出勤日数は19.3日、勤続年数は13.8年、短時間労働者の割合は30.6%となっている。

毎月勤労統計調査特別調査イメージキャラクター
「とくちゃん」



毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

都道府県	コード	市区町村名	都道府県	コード	市区町村名
福岡県	101	北九州市 門司区	福岡県	447	朝倉郡 筑前町
福岡県	103	北九州市 若松区	福岡県	544	八女郡 広川町
福岡県	105	北九州市 戸畑区	福岡県	610	田川郡 福智町
福岡県	106	北九州市 小倉北区	福岡県	621	京都郡 荻田町
福岡県	107	北九州市 小倉南区	福岡県	625	京都郡 みやこ町
福岡県	108	北九州市 八幡東区			
福岡県	109	北九州市 八幡西区			
福岡県	131	福岡市 東区			
福岡県	132	福岡市 博多区			
福岡県	133	福岡市 中央区			
福岡県	134	福岡市 南区			
福岡県	136	福岡市 城南区			
福岡県	137	福岡市 早良区			
福岡県	202	大牟田市			
福岡県	203	久留米市			
福岡県	204	直方市			
福岡県	205	飯塚市			
福岡県	210	八女市			
福岡県	211	筑後市			
福岡県	212	大川市			
福岡県	213	行橋市			
福岡県	217	筑紫野市			
福岡県	219	大野城市			
福岡県	223	古賀市			
福岡県	225	うきは市			
福岡県	227	嘉麻市			
福岡県	231	那珂川市			
福岡県	344	糟屋郡 須恵町			
福岡県	381	遠賀郡 芦屋町			
福岡県	382	遠賀郡 水巻町			